

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十二号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改める。
第三十四条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。